

CARE MANE PORT

京都

ケアマネ・ポート

CONTENTS

- 2 ケアマネコムの案内
- 4 インタビュー記事
- 6 介護保険Q&A
- 7 理事会報告
- 8 編集後記

VOL.
12

may 2003

「ケアマネ・コム」の内容と利用方法

京都府介護支援専門員協議会ホームページ

京都府介護支援専門員協議会では会員専用のホームページ「ケアマネ・コム」を開設しています。これは通常のホームページとは異なり、イントラネットという会社が提供している既成のものを利用しています。この「ケアマネ・コム」は京都府介護支援専門員協議会の会員の内、「ケアマネ・コム」のアクセス登録をされた会員のみが利用できるものとなっています。

コンテンツは下記の通りで、会員の役に立つ情報をいち早く提供しています。今回の介護報酬改定に際しても、社会保障審議会介護給付費部会での毎回の審議状況から始まり、諮問案や告示、最終的な通知までリアルタイムに掲載しました。今後も2年後の介護保険制度の抜本的見直しを控えて、最新情報を迅速に掲載していきます。

各コーナーの紹介

1. 伝言板

厚生労働省の各種通知等最新情報を中心に各種研修会情報等、本協議会から会員各位へのお知らせを随時掲載します。隔月発行の会報よりスピーディです。

また、各ブロックにおける研修会のお知らせなど会員から他の会員への伝言も掲示できますので是非ご利用下さい。

2. 共有フォルダ

例えば厚生労働省の新しい通知等重要な情報で、伝言板に掲載できないほど量が多いものをデータで保存します。

これらは、保存後4日までは「新着情報」にも表示されます。文書データに関しては一太郎、ワード両方で保存してありますので、どちらかご利用のソフトの方をご覧下さい。またデータですから見るだけでなくダウンロードして利用することもできます。

会員の皆さんからも伝言板や電子会議室に書くには量が多すぎる場合や、エクセル等のデータによる情報がありましたらこちらに保存下さい。

◆現在の掲載内容

- ① 5月30日付通知（通りハ人員基準、Q&A等）、②介護報酬Q&A（厚生労働省版）、③ケアプラン作成費用変更に伴う重要事項説明書一部変更文書、④返戻のしくみと対処について、⑤通院等乗降介助に関する通知、⑥居宅介護支援事業所用運営規程のモデル、⑦居宅介護支援事業所用契約書・重要事項説明書のモデル、⑧新サービスコード、⑨給付管理票、請求書、請求明細書全様式

3. 電子会議室

ケアマネの仕事をしている上で、分からないことや人に聞きたいことなど質問・相談、あるいは

「ケアマネ・コム」の内容と利用方法

は「こんないい情報がありますよ」、「こんな体験をし、こういうふうに対処しました」といったことの紹介を書き込んで下さい。また、他の会員の書き込みに対し、回答やアドバイスをして下さい。もちろん、役員や事務局も回答します。これによって、例えば困難事例に直面した時に相談するチャンネルが増え、悩みの解決に役立てればと考えています。現在協議会で「相談窓口」を設けていますが（お手元にチラシが届いたかと思います）、登録会員が直接見るので事務局に電話やFAXで相談されるより反応が早い、多数の会員からの意見が届くといったメリットもあります。

また、他の会員にも参考となる質問と回答があれば、会報（ケアマネポート）のQ&Aに転載させていただきたいと考えております。

4. グループリンク

厚生労働省、京都府、WAMNET等介護保険に関係するホームページをリンクさせています。

5. マイリンク

会員にお知らせしたいホームページがありましたら、こちらにリンクさせてください。ホームページをお持ちの通所系または入所系事業者で、ホームページで空き情報を知らせているところはここにリンクさせていただいたら、助かるケアマネジャーはたくさんいらっしゃると思います。

6. スケジュール

こちらにも研修会、講演会等の情報を掲載していきます。

利用上のご注意

いずれのコーナーも個人や特定の事業所を中傷するような内容等は決して書かないでください。また、自事業者のあからさまな宣伝も遠慮して下さい。登録された会員のみ利用できるクロージドのものですから、モラルあるご利用をお願いします。万一不適当な書き込みがありましたら、管理者の方で削除させていただきます。この「ケアマネ・コム」を皆様の手でよりよいものにしていきましょう！

「ケアマネ・コム」にアクセスするには

イントラネッツを利用した「ケアマネ・コム」は、登録会員のみが利用できるものとなっており、アクセスするためには登録手続きを行い、ログイン名とパスワードを取得する必要があります。登録のためにはまずパソコンのメールアドレスを事務局へメールで（アドレス：kyotocaremane@aol.com）お知らせ下さい。そのアドレスに登録の案内をメールでお送りします。そのメールにイントラネッツのホームページアドレスが掲載されています。そのホームページにアクセスし、開いてログイン名、パスワードを入手してログインすれば手続き完了です。

※一度登録されても本協議会を退会されれば、ケアマネ・コムメンバーリストからも削除しますので、ログイン名、パスワードを入力してもアクセスできません。

会員へのインタビュー

今回は、施設での介護支援専門員の配置義務化されたことから、施設の介護支援専門員の方に施設での現状と問題点をお聞きしました。

小 林：特別養護老人ホーム松寿苑で副施設長と生活相談員、介護支援専門員をしています。介護支援専門員歴は3年です。主な業務内容は、施設長の補佐としての運営・管理業務とご利用者の方々の相談、施設における介護計画の作成やその指導です。

編集員：兼務の兼務ですね。その中で、一番のご苦労と言えば何でしょう。

小 林：利用者の「声なき声を聴き取ること」です。まだまだ、利用者本位の介護計画が立て難い現状があります。例えば、痴呆症の方や、終末期にある方などご自分の意思を訴えることができない方への援助ができていないだろうか？とか一番悩みますね。

あと、介護スタッフの意識です。施設は今後、「個別の援助はどうあるべきか」、「1人のご利用者にとどのくらいかわれるか」という事を真剣に考えなくてはなりません。ユニットケアとは工事をして箱を作り、そこで介護を行えばそれがユニットケアだと勘違いしているところが、少ないとは思いますがあるようです。ユニットケアの報酬にはソフトの部分も反映されていると考えます。

現在、私どもでは私自身も含め、まず、介護スタッフの意識改革に取

り組んでおります。介護計画の充実、モニタリングを行うことで、チーム内の情報交換システムを構築し、個別援助の必要性を認識していく。まずは土台作りです。

編集員：ご多忙な小林さんの自己研鑽の方法は何でしょう。

小 林：先日、施設内で伝達講習をしたのですが、「自分自身に気づく」ということから「私は〇〇することが好きな人間です」という文章で〇〇の中に言葉を入れます。この文章がたくさん作れる人ほどストレスの発散が上手なのだそうです。

また、昨年12月に行なわれた介護支援専門員の現任研修も良かったです。それぞれが困難事例を持ち寄ってグループで検討する。ピュアスーパービジョンのような。自分が今まで気づいているようで明確にできなかった問題点を明らかにすることができました。資質の向上という事でも、また、悩んでおられる介護支援専門員の方にも、是非、こういった機会に参加してもらいたいです。

編集員：今回の介護報酬改定で何か思うことはありませんか？

小 林：介護支援専門員が居宅サービス計画書を事業所に送らなければならないその必要性は理解できますが、現実的には厳しいものがあると思います。同時に、サービス担当者会議も、主治医の出席や各事業所の出席など実現性が低いと思われます。しかし、ご利用者が安心してご利用していた

会員へのインタビュー

だくためにもサービス担当者会議の重要性は明確です。施設でも、ケアカンファレンスを開催し、ご利用者、ご家族に参加していただく機会をもちました。ご利用者の思いやご家族の意向を伺うことで、スタッフの意識が向上した事は確かですし、介護スタッフの思いをお伝えすることで、ご家族にもリスクを共有していただくことに繋がります。

編集員：それが身体拘束の削減にも繋がってくるのでしょうか？

小林：そうだと思います。ご利用者の要望や行動の原因をしっかりと受け止め安心してご利用いただけること。これが私の目標とするところです。私はご利用者の身体状況に変化がある時

や精神的に不安感を訴えられることがあるとご家族に連絡し、状況をお伝えする。あるいは、ご協力をお願いすることもあります。そうする事で情報を共有し、ご家族にも安心していただくことを心がけています。

編集員：最後に京都府介護支援専門員協議会への要望はありますか？

小林：私自身、中丹ブロックのブロック委員をさせていただいておりますので、今後、地域での活動を活発にし、在宅における介護支援専門員に加えて、施設の介護支援専門員のネットワークもつくっていきたいと思います。

編集員：ありがとうございました。

(編集員：吉良 厚子)

〈5月30日付でQ&A等新たな通知が出る〉

通所リハ（通常規模）での“営業日ごとにOT、PT、STを常勤換算で0.2人以上配置”とされた基準について、努力規定とする通知が5月30日に出た。これによると、「原則として毎日配置が望ましい」という文言になった。また、減算になる場合についても明示され、1週間で常勤換算し、0.2人に満たなければその週は全て減算することになった。例えば常勤職員の勤務時間が週40時間とすれば、OT、PTまたはSTの1週間の勤務延べ時間数が8時間以上であればよく、その週に1日8時間勤務する日があればそれで事足りることになる。

同時にQ&Aや告示、解釈通知の一部変更も通知されている。その中で居宅介護支援費減算要件のモニタリングについて、「月1回以上利用者宅を訪問し、利用者及び家族と面接…」とされていたものが「及び家族」の部分が削除された。したがって家族との面接は義務でなくなった。

介護保険Q&A

国保中央会での説明会における 質疑応答集（1）

Q1 通院等介助や外出（散歩等介助）での車椅子での介助や歩行介助の場合は、報酬改定前同様に身体介護で算定することができるのか。

A1 要介護者や要支援者に対して「通院等のための乗車又は降車の介助」に規定するサービス行為以外の通常の通院・外出介助（利用者に付き添いバス等の公共交通機関を利用して移送中の気分の確認も含めて行われる通院・外出介助など）を行った場合には、従来通り、「身体介護中心型」を算定できる。

Q2 長時間のケアについて、例えば日中独居。排泄、移動、食事、保清などすべてに介助が必要。ひとりで動くと危険が伴い、終始見守りが必要。このような利用者に対する8:30～20:30までの通しの利用ニーズに対して、ヘルパーが連続して複数（2～3人）で対応する場合のサービス内容の組み方はどのようにすればよいのか。

A2 一人の利用者に対して、一人の訪問介護員等が連続して訪問介護を行った場合と、複数の訪問介護員等が交代して訪問介護を行った場合は、実質的に同じサービスであるので、訪問介護員等の交代の有無に関わらず、1回の訪問介護として算定することとしている。（この場合は、1回の訪問介護であるため、複数回算定に係る時間の間隔の規定は適用されない。）
（通常は想定しにくい）複数の事業者からの複数の訪問介護員等が交代して訪問介護を行う場合にも適用される。（なお、複数の事業者の場合、訪問介護費の分配は事業所相互の合議に委ねられる。）

Q3 精神に障害がある利用者に対して、家事をしながらの精神ケアを行う場合のサービス内容の組み方はどのようにすればよいのか。

A3 自立生活支援のための見守り的援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）は従来通り身体介護の区分に含まれる。掃除、洗濯、調理をしながら単に見守り・声かけを行う場合は生活援助に区分される。

Q4 約2時間の訪問の中で、介護に関わる比率が利用者の状態に応じて、毎回変動（30分～75分くらいの間で増減）がある場合のサービス内容の組み方はどのようにすればよいのか。1回1回の実績に基づくのか、一定の期間の平均値をとって固定化するのか。

A4 1回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う必要がある場合は、居宅サービス計画や訪問介護計画の作成に当たって、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービス内容を「身体介護」と「生活援助」に区別して、それに要する標準的な時間で位置付けることとし、30分を1単位として、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定するとしており、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間とされており、利用者の状態を踏まえつつ設定する必要がある。

Q5 見守りは生活支援か、身体介護のどちらで算定するのか。例として、痴呆があっても、声かけが必要であるが、家事をしながら必要なら声かけ、トイレへの見守りなどをする場合、それもそれほど多くない場合は、どちらで算定すればよいのか。また、痴呆で徘徊があり、常に目を離せない状況にある利用者の場合は、身体介護とみなしてよいのか。

A5 自立生活支援のための見守り的援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）は従来通り身体介護の区分に含まれる。

理事会報告

第10回理事会（平成15年4月14日）

1. 報告

- (1) 第2回京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議第2部会の状況について
- (2) 京都府身体拘束ゼロ推進委員会の状況について
- (3) 京都市特別養護老人ホーム入所基準検討プロジェクト会議の状況について
- (4) 介護支援専門員支援に関する会議の状況について
- (5) 京都府介護老人福祉施設の入所に関する指針について
- (6) 各サービス評価項目に係るモデル評価の実施について
- (7) 各ブロック活動報告

2. 協議

- (1) 相談窓口及び倫理規定に関する小委員会の状況について→継続審議
- (2) 15年度事業計画について→継続審議
- (3) 協議会役員選挙規定について→継続審議
- (4) 京都府社会福祉士会総会への出席者について→源野監事の出席を承認。
- (5) 京都府高齢者サービス総合調整推進会議委員・専門委員の推薦について→土居副会長を推薦
- (6) 評価調査員養成研修受講者の推薦について→上原会長に推薦を一任。
- (7) 第3回近畿介護支援専門員研究大会の体制について→継続審議

第11回理事会（平成15年5月19日）

1. 報告

- (1) 相談窓口及び倫理規定に関する小委員会の状況について
- (2) 介護支援専門員登録名簿からの消除案件について
→受験資格を偽ってたため名簿消除処分を受けた。自動的に退会となる。
- (3) 第3回近畿介護支援専門員研究大会の実施体制について
- (4) 京都市介護老人福祉施設の入所に関する指針について
- (5) 評価調査員養成研修受講者の推薦・決定について

2. 協議

- (1) 研究会の後援について→後援を承認
- (2) 介護保険関係冊子の広告にかかる会員宛名シールの提供について→提供を承認
- (3) 厚生労働省主催・平成15年度ケアマネジメントリーダー養成研修受講者の選定について
→研修受講者を推薦
- (4) 京都府寝たきりゼロ総合推進会議等の委員推薦について
→協議会委員：村上理事、実務者検討会委員：青山理事を推薦
- (5) 主治医連絡票について
→主治医とケアマネの連携促進のためにケアマネに配布して利用を促す。医師側は了承済み。ケアマネポートに同封、ケアマネコムの共有フォルダにデータを載せる。
- (6) 協議会役員選挙規定について
→役員選出には会長を選挙し理事は会長が指名するほか、立候補の条件について検討、次回総会で会員にはかる。
- (7) 平成15年度総会について→議題、運営方法について検討した。
- (8) その他
 - ①ブロック交付金について15年度から変更する。
 - ②各ブロックと執行部との懇談会を今年度から開催する。

編集後記

新緑の気持ちのいい季節だなと思っていましたら、台風4号が日本上陸とのニュースが伝わってきました。5月に台風が来るのは昭和40年以来38年ぶりとのことでした。

京都府介護支援専門員協議会も設立以来3年目に入っており、各ブロックでの組織化も進んできています。昨年度行いました京都南北ブロックの合同研修会も盛況で、参加申込みをお断りしなければならない事態となりました。今後このようなことのないように会場を検討していきたいと思います。その折にお願いしましたアンケート結果を見ますと、研修会開催の要望は多くありました。年2回または4回の開催希望が多かったようです。今後も会員のニーズにあった研修会を企画していきたいと思います。近畿地区として今年度は平成16年3月に「第3回近畿介護支援専門員研究大会」が本協議会の担当で開催されます。現在企画検討を行っています。

「ケアマネ・ポート」では、中央の情勢をお伝えすると同時に、会員の身近な疑問点についてもお答えしていきたいと思いのす

で、ご質問等ありましたら事務局までお寄せ下さい。また、隔月発行では情報が遅くなりがちです。リアルタイムに会員の方々に情報をお伝えするために会員専用のホームページ「ケアマネ・コム」も立ち上げております。会員同士の意見交換も可能ですのでご登録をよろしくお願いします。

6月14日に行われる平成15年度総会のご案内がお手元に届いていると思いますが、これからの本協議会組織のあり方を決める「選挙規定の制定について」が上程されています。また、記念講演には服部メディカル研究所長で城西国際大学教授の服部万里子先生をお招きしていますので、多数のご出席をお待ちしております。

〈お知らせ〉

平成15年度総会

日 時：6月14日(土) 午後1時半～4時(予定)

場 所：京都私学会館

次 第 1. 総会(事業計画、予算案、倫理規定、選挙規定等)

2. 講演「ケアマネジャーの独立性を考える」

城西国際大学教授 服部 万里子 氏

京都ケアマネ・ポート「12号」

2003年5月31日 発行

発行人

上原 春男

編集人

宮坂 佳紀

編集委員

竹原 賢治 村上 淳 小林 啓治 吉良 厚子

発行元

京都府介護支援専門員協議会

〔連絡先〕

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375

府立総合社会福祉会館(ハートピア京都) 7F

TEL. 075-254-3970 FAX. 075-254-3971

E-mail : kyotocaremane@aol.com